

国が支える。安心が大きくなる。

農業者年金のご案内

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、どなたでも加入できます（※）。

（※）農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

◎ 農業者年金のメリット ◎

1 少子高齢化時代に強い積立方式の年金です

自ら納めた保険料とその運用益（付利）を年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円までの間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

2 終身年金で80歳までの保証付きです

農業者年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

3 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります（なお、民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です）。

また、保険料の運用益は非課税で、将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。

4 農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、農業の担い手となる方には国から月額最高1万円の保険料補助があります。

農業者の老後生活は国民年金＋農業者年金が基本じゃな。



保険料の国庫補助なんて他の年金にはないメリットね！

農業の担い手には、手厚い政策支援 (保険料の国庫補助)があります。

❖ 保険料補助は次の3つの要件を満たす方が対象です ❖❖❖

- ①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
旧制度加入者（脱退一時金または特例脱退一時金を受給した者は除く）は、旧制度（平成13年12月末まで）の保険料納付済み期間等も合算できます。
- ②必要な経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。
- ③下記の区分1～5のいずれかに該当する人

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—



※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

❖ 保険料補助は最長20年間受けられます ❖❖❖

保険料の補助が受けられる期間は、①35歳未満であれば要件を満たしている全ての期間②35歳以上であれば10年以内で、①②を通算して最長20年間（補助額は最高216万円）です。

❖ 経営継承すれば、特例付加年金を受け取れます ❖❖❖

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から「特例付加年金」として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。自分で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力等に応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

農業者年金の保険料（政策支援）と年金給付の仕組み

保険料の積立

保険料

農業者年金(政策支援部分)
農業者年金(自己負担部分)
国民年金

年金の給付

その他収入

農業者年金(特例付加年金)

農業者年金(農業者老齢年金)

国民年金

終身年金

一生涯年金が
受け取れます

(夫婦の日常生活費)



農業者年金の詳しい内容と加入のお申し込みは、最寄りのJAまたは農業委員会、農業者年金基金にお問い合わせください。

農業者年金基金 TEL 03(3502)3942 ホームページ <http://www.nounen.go.jp>